

## 千葉県外国籍の子供の日本語学習等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、外国籍の子供が地域の一員として暮らし将来にわたり活躍できるよう、義務教育年齢を超過した外国籍の子供（日本国籍を有しない、当該年度の4月1日時点で15歳から17歳までの子供をいう。以下同じ。）を対象とした、高等学校への就学のために指導を行う教室を運営する事業に対し、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる団体は、県内に事務所又は活動拠点を有する、特定非営利活動法人、公益法人、一般法人等の非営利法人であって、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 過去一年以上継続して、日本語及び教科を指導する教室を、年間100時間以上開催した実績を有すること。

ただし、災害等のやむを得ない事情により、過去一年の開催実績が年間100時間に満たない場合は、当該事情が生じた前年の実績が年間100時間以上開催した実績を有すること。

(2) 当該年度において、日本語や教科及び受験準備など高等学校の入学者選抜試験に向けた指導を行うこと。

(3) 日本語指導を要する義務教育年齢を超過した外国籍の子供が、補助申請時点で5人以上在籍していること。

ただし、申請後に義務教育年齢を超過した外国籍の子供の人数が5人未満となった場合は、補助対象期間は5人以上在籍していた期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする法人の役員等（業務を執行する代表、教室長、学院長、校長等いかなる名称を有する者であるかを問わず、実質的に当該教室の運営に関与している者又は当該教室の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は、補助の対象とならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規

定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為  
イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為  
ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

（３）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者  
（補助対象経費及び補助率）

第３条 補助金の対象となる経費及び補助率は、別表１のとおりとする。

なお、同時に外国籍の義務教育年齢相当の子供も指導し、経費が不可分の場合には、義務教育年齢を超過した子供の割合に応じて、対象経費を按分するものとする。

（補助金の算定方法）

第４条 補助金の交付額は、対象経費に補助率を乗じて得た額とする。

ただし、算定された額に１，０００円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第５条 規則第３条の規定により補助金の交付を申請しようとする者は、別記第１号様式による申請書に所定の書類を添えて、別に知事が定める期日までに提出しなければならない。

（事業の着手時期）

第６条 補助事業者は、原則として補助金の交付決定のあった日（以下「交付決定日」という。）以後でなければ、補助対象事業に着手してはならない。ただし、知事が、必要と認めた場合は、この限りでない。

２ 前項のただし書の規定により、交付決定日前に補助対象事業に着手しようとする補助事業者は、交付申請時において別記第２号様式による事前着手届を、知事に提出しなければならない。

（交付の条件）

第７条 規則第５条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

（１）事業を変更する場合には、別記第３号様式による変更承認申請書を事前に知事に提出し、承認を受けなければならない。なお、補助対象事業に要する経費の２０パーセント未満の減額をしようとする場合、又は、補助金の目的を損なわない事業計画の細部の変更で、交付決定を受けた補助金の額に変更をきたさない場合は、軽微な変更とし、事前の承認を要さない。

（２）事業を中止し、又は廃止する場合には、別記第４号様式による中止（廃止）申請書を事前に知事に提出し、承認を受けなければならない。

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告及び調査)

第8条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し状況報告を求め、又はその状況を調査することができる。

2 補助事業者は、前項の規定による求めがあったときは、速やかに別記第5号様式による状況報告書を提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定による実績報告は、事業完了の日から起算して30日を経過した日(第7条第2号で規定する事業の中止または廃止の承認を受けた場合にあっては、当該通知を受理した日から30日を経過した日)、又は事業実施翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに別記第6号様式による報告書に所定の書類を添えて知事に提出しなければならない。

(交付の請求)

第10条 規則第15条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、別記第7号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

2 規則第16条第2項の規定により補助金の概算払いを受けようとするときは、別記第8号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。なお、概算払いは1回とし、交付決定額の2分の1を上限とする。

(帳簿等の保存)

第11条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出等についての証拠書類を、補助金の額が確定した日(事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認日)の属する年度の終了後5年を経過した日の属する会計年度の末日まで保存しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表1 補助対象経費及び補助率

	区 分	内 容
補助対象経費	給与・報酬	講師又は通訳・相談等支援者への給料・報酬
	使用料・賃借料	生徒に指導を行う教室や説明会等を主催するための会場の使用料・賃借料
補 助 率	上記補助対象経費の1／3以内とする。 ただし、上限を300万円とする。	